

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 10 月 29 日

徳島地方法務局美馬支局

登記官 前 田 康 仁

記

- 1 手続番号 4802-2025-0028
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
徳島県美馬市穴吹町古宮字川瀬 394 番 5